

## 緊急事態宣言発出（8月2日～31日）に伴う各施設・学校等の対応について

### 《都市政策部所管施設》

- ・ひと・ふれあいセンター・・・貸館は午後8時までに制限。
- ・コスモシアター・・・貸館は午後8時までに制限。
- ・ドローン・クリケットフィールド・・・午後8時までに制限。
- ・まちの駅・・・通常通りの営業。

### 《健康子ども部所管施設》

- ・市立認定こども園・・・通常通り。
- ・貝塚市留守家庭児童会（仲よしホーム）・・・通常通り。
- ・市立子育て支援センター・・・現状通り（既に人数を1日10組に制限をした対応中）。
- ・貝塚市幼児教室・・・通常通り。
- ・子ども食堂・・・夏休み期間中であり、こどもの居場所づくりの必要性から、開催自粛の要請はしない。

### 《市民福祉センター》

貸館は午後8時までに制限。

### 《学校教育関係》

- ・臨時休業、分散登校等を行わず、感染リスクの高い活動は控え通常形態の授業を行う。（夏季休業中の登校日も実施）
- ・府内または府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習等）は、感染防止対策を徹底し実施可。（ただし、行き先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合については、中止または延期。）
- ・部活動は、感染リスクの高い活動は避け、感染防止対策を徹底しながら実施可。また、部活動前後での生徒どうしによる飲食は控え、更衣時には身体的距離を確保するよう指導。

### 《社会教育施設・スポーツ施設》

次の施設の使用については午後8時までとする。

- ①善兵衛ランド
- ②総合体育館
- ③市民ふれあい運動広場（グラウンド・テニスコート）
- ④青少年センター（ユースプラザ）
- ⑤青少年人権教育交流館（ハート交流館）
- ⑬中央公民館
- ⑭浜手地区公民館
- ⑮山手地区公民館

※利用者が水分補給の際は、身体的距離を確保するよう徹底する。

《小・中学校体育施設》

各学校体育施設（体育館・グラウンド）開放による施設使用は午後 8 時までとする。

※利用者が水分補給の際は、身体的距離を確保するよう徹底する。